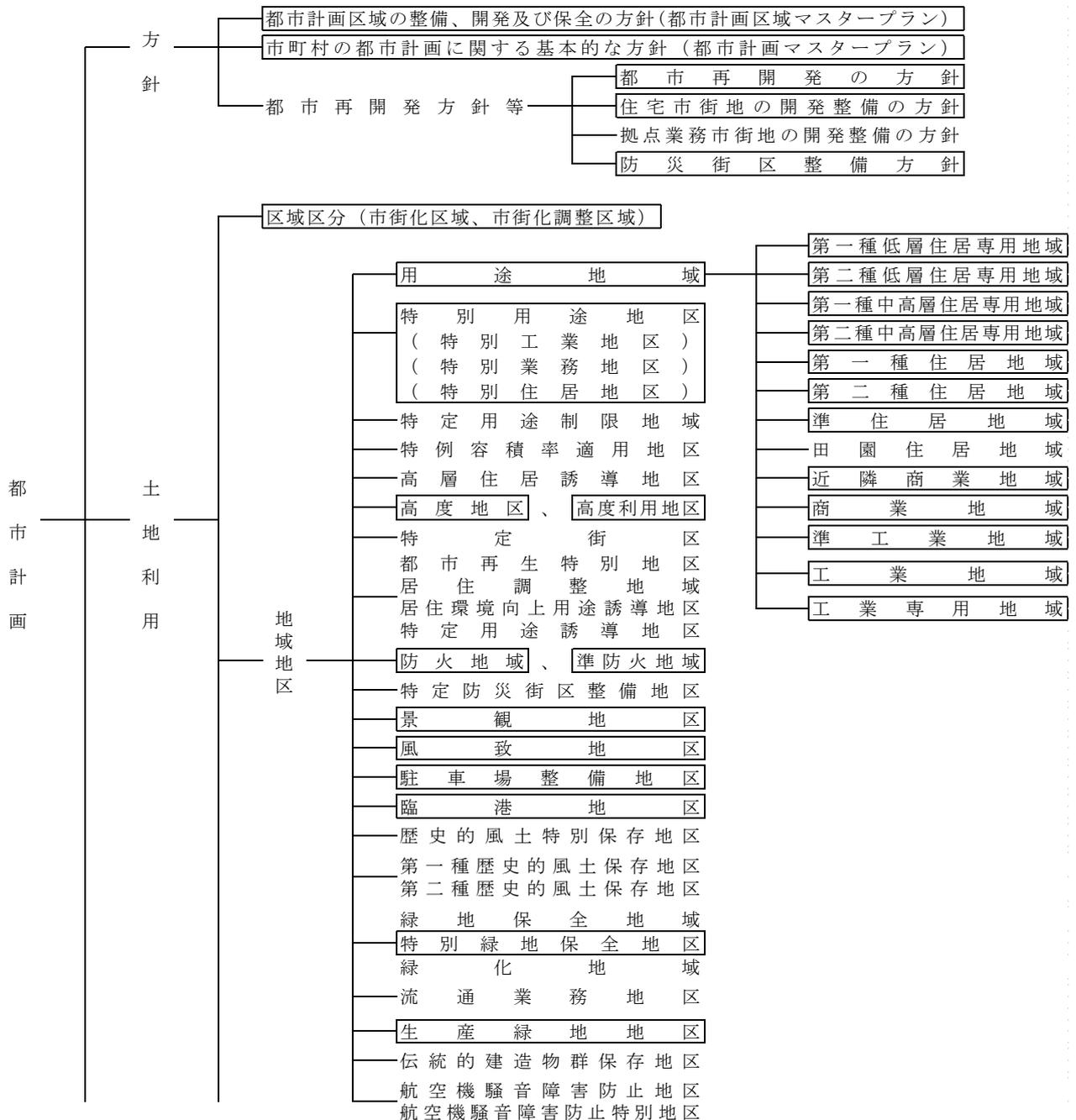


第1節 都市計画

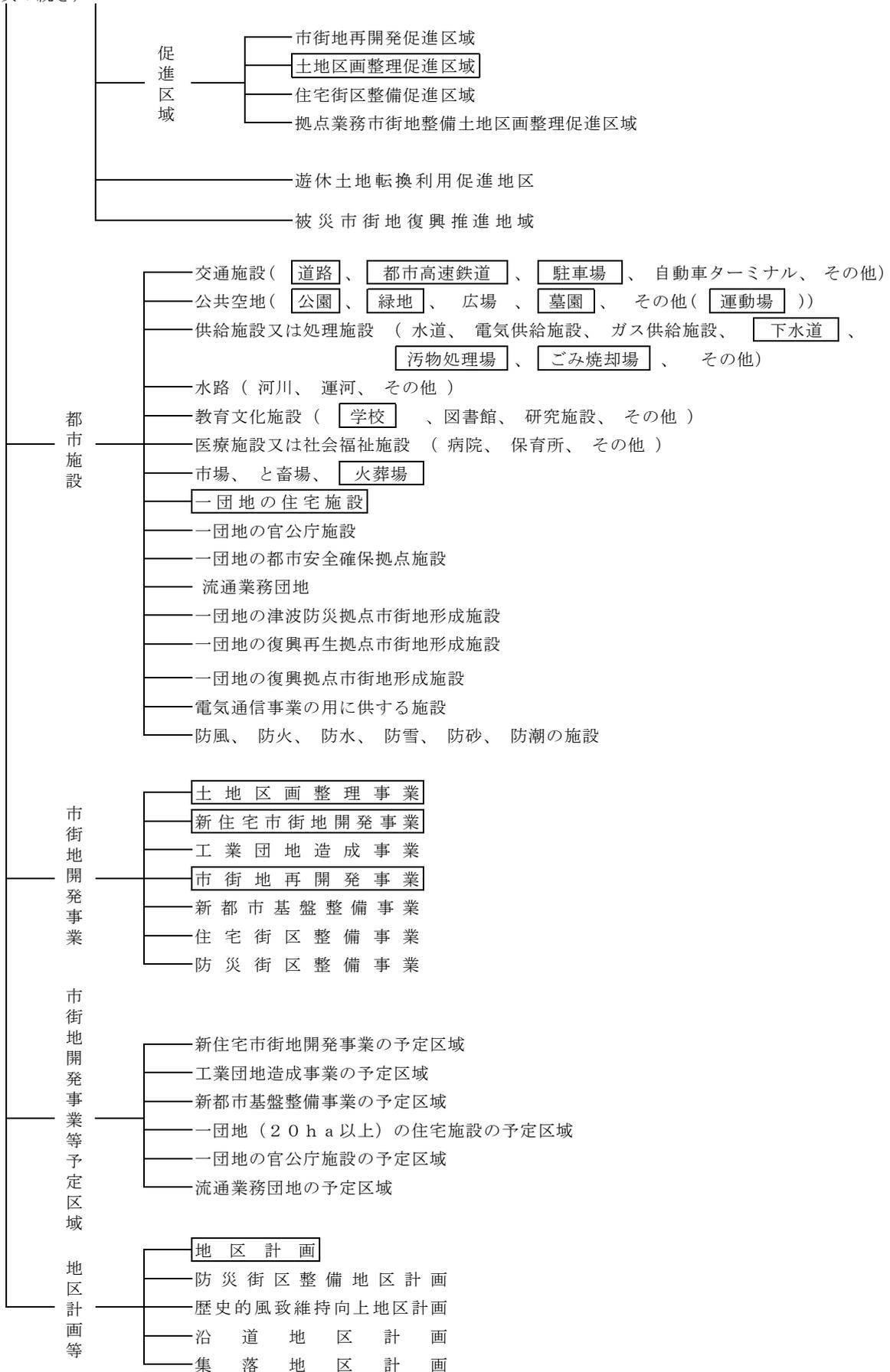
1 都市計画の内容（都市計画部 都市計画課）

都市計画の体系



(次頁へ続く)

(前頁の続き)



内は本市において決定されているものである。

(1) 土地利用

① 市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域面積	市街化調整区域面積
約 10,749 ha	約 4,233 ha

② 用途地域

種類	容積率 (%)	建蔽率 (%)	外壁の後退距離の限度 (m)	建築物の高さの限度 (m)	面積 (約ha)		全体に対する率 (%)	
					計	合計		
第一種低層住居専用地域	80	40	1	10	754	1,131	7.1	10.6
	100	50	—	10	377		3.5	
第二種低層住居専用地域	100	50	—	10	20		0.2	
第一種中高層住居専用地域	200	60	—	—	1,964	2,433	18.4	22.8
	300	60			469		4.4	
第二種中高層住居専用地域	200	60	—	—	1,130		10.6	
第一種住居地域	200	60	—	—	1,680		15.8	
第二種住居地域	200	60	—	—	193		1.8	
準住居地域	200	60	—	—	1.9		0.0	
近隣商業地域	300	80	—	—	760		7.1	
商業地域	400	80	—	—	180	271	1.7	2.5
	500				2.5		0.0	
	600				83		0.8	
	800				5.1		0.0	
準工業地域	200	60	—	—	820		7.7	
工業地域	200	60	—	—	309		2.9	
工業専用地域	200	60	—	—	1,913		18.0	
合計					10,662		100.0	

③ その他の地域地区

種類	面積(約ha)	種類	面積(約ha)
高度地区	第一種	特別工業地区	第一種
	第二種		第二種
	第三種		第三種
	第四種		第四種
	第五種	特別住居地区	469
	第六種	特別業務地区	17
高度利用地区	堺駅西口地区	防火地域	271
	堺市駅前地区(1)	準防火地域	6,927
	堺市駅前地区(2)	風致地区	145
	山之口A地区	駐車場整備地区	214
	堺駅東口地区	景観地区	562
	北野田駅前A地区	臨港地区	1,007.9
	北野田駅前B地区	特別緑地保全地区	14
		生産緑地地区	131.78

(2) 地区計画等

名 称	面 積	備 考
中百舌鳥駅前地区地区計画	約 9.8ha	昭和62年2月27日決定 平成16年12月28日変更
新金岡地区地区計画	約 4.1ha	平成2年3月5日決定 平成25年5月13日変更
北野田駅前地区地区計画	約 2.9ha	平成7年1月9日決定 平成16年12月28日変更
東浅香山町4丁地区地区計画	約12.9ha	平成7年2月27日決定 平成16年12月28日変更
深井・土師地区地区計画	約16.7ha	平成12年11月7日決定 平成18年2月6日変更
美原町丹上地区地区計画	約 8.7ha	平成13年3月16日決定 平成16年11月29日変更
美原町多治井・黒山地区地区計画	約 1.3ha	平成13年3月16日決定 平成16年11月29日変更
築港八幡地区地区計画	約39.1ha	平成16年2月17日決定 平成16年12月28日変更
竹城台2丁北部地区地区計画	約 9.3ha	平成16年5月14日決定
鳳駅南地区地区計画	約 5.5ha	平成17年8月23日決定 平成23年3月29日変更
茶山台3丁東部地区地区計画	約 9.0ha	平成25年5月13日決定
堺東駅南地区地区計画	約 0.7ha	平成25年5月13日決定
J-GREEN堺地区地区計画	約39.0ha	平成25年8月1日決定
鉄砲町地区地区計画	約10.3ha	平成25年8月19日決定
黒山西地区地区計画	約11.8ha	平成28年3月30日決定 平成30年11月30日変更
松屋大和川通2丁地区地区計画	約0.2ha	平成29年1月20日決定
松屋町1丁地区地区計画	約0.3ha	平成29年1月20日決定
黒山東地区地区計画	約8.2ha	平成30年7月27日決定
石原町二丁地区地区計画	約4.5ha	令和6年2月16日決定

2 持続可能な集約型都市構造の形成（都市計画部 都市計画課）

本市では、人口減少と高齢化の更なる進行を踏まえ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、持続可能な都市を形成するため、令和6年11月に都市再生特別措置法に基づく「堺市立地適正化計画」を策定した。本計画においては、居住機能や都市機能の適切な誘導を図る「誘導区域」を設定し、集約型都市構造の実現に向けた施策を展開している。

(1) 居住誘導区域

人口密度を維持することで、生活サービスの提供や地域コミュニティの維持・確保を図る区域である。本市では、現在の都市構造や多様な特性を持つ市街地環境を基礎としながら、人口が集積し利便性が高い市街地を形成している市街化区域を基本に居住の誘導を図る。

(2) 都市機能誘導区域

都市機能を適正に誘導し、集約化を図ることで、効率的な都市サービスの提供を図る区域である。本市では、都心、都市拠点（臨海都市拠点を除く。）、地域拠点及び一部の駅前拠点を都市機能誘導区域として設定し、拠点形成の核となる都市機能の集積や、鉄道駅等の周辺への生活に身近な機能の集積を促進することにより、拠点性の向上と利便性を活かした拠点形成をめざす。

3 良好な景観の形成（都市計画部 都市景観課）

(1) 堺市景観計画・堺市景観条例

本市の良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるため、平成23年6月に堺市景観計画を策定。その後、社会情勢の変化に対応するため令和6年8月に計画を変更し、更なる景観誘導に取り組んでいる。

当計画では、「全市レベル」、「地域・地区レベル」、「コミュニティレベル」の3つのレベルで景観形成を推進することとしている。

① 全市レベル「全市における景観形成」

- 景観に関する市民・事業者の意識啓発を図る
- 景観資源の保全・活用や公共事業における先導的な景観形成の推進
- 大規模な建築物等を対象とした届出制度の実施

② 地域・地区レベル「重点的に景観形成を図る地域」

○ 百舌鳥古墳群周辺地域

百舌鳥古墳群周辺の地域において景観形成の方針を定め、建築物の高さや色彩などの形態意匠の制限を実施。

○ 堺環濠都市地域

江戸期に形成された町割や環濠が当時の面影を残している地域。鉄炮鍛冶屋敷や山口家住宅、清学院をはじめとする町家や寺社などの歴史的建造物が多く残る北部地区において、歴史的なまちなみを保全し魅力向上を図るため、地域と協働して取組を進めている。

③ コミュニティレベル「住民主体の景観形成」

自主的に行われている様々な活動と連携しながら、住民が主体となった景観形成の取組を進め、景観に関する情報発信や堺市景観賞などを通じて、住民主体の景観形成を先導する担い手の育成に取り組む。

○ 堺市景観賞

堺市内の優れた景観に資する建築物や工作物、屋外広告物、まちなみ及び良好な景観形成に貢献する活動について、広く市民と共有するほか、これらの関係者を表彰することにより、市民や関係者の意識を醸成し、魅力ある景観の創出を促進する。平成6年度より実施しており、令和4年度（第19回）は、以下の表彰を実施。

大	賞	町家と線路	
優	秀	賞	シマノ Technology Innovation Center
奨	励	賞	連豊乃家（れんぼうのいえ） SUEプロジェクト
市	民	賞	トヨタカローラ南海 堺大野芝店

(2) 堺市屋外広告物条例

良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、平成7年12月21日に本市における屋外広告物の設置に関する基準等を定めた堺市屋外広告物条例を制定し、平成8年4月1日から施行。その後の社会環境の変化や百舌鳥古墳群にふさわしい良好な景観形成に向け、平成27年6月24日に条例を改正し、土地利用状況に応じたわかりやすい基準へ見直したほか、百舌鳥古墳群周辺地域における制限の強化を図っている（平成28年1月1日から施行）。

条例で定める主な内容は次のとおりである。

- 許可区域及び広告景観特別地区の指定に関する事項
- 禁止区域の指定に関する事項
- 禁止物件の指定に関する事項
- 屋外広告物の設置の許可に関する事項
- 屋外広告業の登録に関する事項

また、堺市路上違反簡易広告物除却活動員制度のもと市民等で構成される活動団体の協力を得ながら、違反している道路上の簡易広告物の除却活動に努めている。

4 公共交通の維持・活性化（交通部 交通政策課）

(1) 公共交通の現状

本市では、鉄軌道6路線（南海本線、阪堺線、南海高野線、南海泉北線、JR阪和線、Osaka Metro 御堂筋線）、鉄道29駅、路面電車15停留場と、これらを補完するバス路線及び堺市乗合タクシー等が運行されている。

鉄軌道は大阪市を中心とした放射状鉄道により、市域においては主に南北方向の交通サービスを担っており、バス路線網は、主要鉄道駅と周辺市街地を結ぶ役割をもった路線が中心である。

また、鉄道駅やバス停から離れた地域における移動手段を確保することを目的とした「堺市乗合タクシー」を平成28年4月より本格運行しており、鉄軌道及び路線バスも含め、本市における公共交通人口カバー率は96.7%である。

(2) 公共交通施策の展開

令和6年5月に策定した堺市地域公共交通計画を推進し、地域の社会生活・経済活動に不可欠な公共交通の維持・確保を図る。

また、人中心の安全・快適な都市空間の形成に向け、新たな技術を活用した移動環境の充実や既存公共交通の維持・向上を図り、大阪・関西万博やなにわ筋線開業などの大きな動きのなかで、広域から都心部及び内陸部までをつなぐ交通ネットワークの機能強化に向けた取組を推進する。

① 公共交通ネットワークの形成

既存公共交通を活用しながら、集約型の都市構造の形成など本市の持続的な発展を支える公共交通ネットワークの形成を図る。

<主な取組>

- 広域ネットワークの形成及び SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトの推進

② 地域内公共交通の維持確保

都市活動や市民の移動を支える地域内公共交通の維持確保を図る。

<主な取組>

- 美原区域路線バスの運行（美原区域路線バス運行事業）
 - ・美原金岡線 地下鉄新金岡駅前～美原区役所前
 - ・美原初芝線 初芝駅前～美原区役所前
 - ・北野田さつき野線 北野田駅前～さつき野東
 - ・北野田多治井線 北野田駅前～多治井循環
- 堺市立総合医療センターへの路線バスの運行（堺市立総合医療センター線運行事業）
 - ・111 系統（中もず駅前～堺市立総合医療センター前）
 - ・112 系統（石津川駅前～堺市立総合医療センター前）
- 路線バス網再編対策費補助事業（生活交通路線補助）
令和 6 年度補助路線 美木多線、畑・鉢ヶ峯線（畑方面、鉢ヶ峯方面）
- 堺市乗合タクシーの運行
令和 6 年度利用実績 29,385 人（全 9 ルート）

③ 公共交通の利便性・安全性の向上及び利用促進

自動車から公共交通への利用転換等によるカーボンニュートラルの実現や、路線の維持確保を図るために、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進につながる取組を行う。

<主な取組>

- SMI プロジェクトの推進
- 低床式車両（阪堺電車 LRV、ノンステップバスなど）の導入支援
- 可動式ホーム柵の整備補助
 - ・Osaka Metro 御堂筋線なかもず駅、新金岡駅、北花田駅で整備完了
 - ・南海高野線中百舌鳥駅 3・4 番線で整備完了
- 内方線付き点状ブロックの整備補助
堺市内全 29 駅で整備完了
- おでかけ応援制度
令和 6 年度利用実績 5,331,372 人

南海バス	4,722,036 人
近鉄バス	180,440 人
阪堺電車	428,896 人

5 市街地開発

(1) 土地区画整理（都市整備部 拠点整備課）

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るための事業である。本市では、大正15年5月15日に堺市中央、向陽、湊の3地区で、土地区画整理組合が設立して以来、本市の都市的発展における都市基盤の整備手法として、土地区画整理事業を進めている。

① 施行状況の総括

令和7年4月1日

種 別		箇所数	面 積 (ha)	市 域 面 積 に 対する割合 (%)	市街化区域面積 に対する割合 (%)
施 行 済	個人・共同施行	10	125.68	0.84	1.17
	組合施行	37	1,124.58	7.51	10.48
	行政庁・公共団体及 びUR都市機構施行	8	647.08	4.32	6.03
	小 計	55	1,897.34	12.67	17.68
現市街化区域内 耕地整理事業		11	335.10	2.24	3.12
合 計		66	2,232.44	14.91	20.80

(端数処理のため合計数値は必ずしも合致しない)

② 土地区画整理事業の都市計画決定状況

名 称	面積 (約ha)	告示年月日
元三宝村土地区画整理事業	135.87	—
戦災復興土地区画整理事業	294.67	昭和29年12月25日
向ヶ丘土地区画整理事業	75.19	昭和31年10月16日
第二阪和国道鳳中町土地区画整理事業	28.14	昭和40年7月29日
第二阪和国道鳳西町土地区画整理事業	33.29	昭和40年7月29日
第二阪和国道浜寺船尾土地区画整理事業	67.70	昭和44年3月7日
長曾根・中百舌鳥土地区画整理事業	119	昭和45年6月12日
陶器土地区画整理事業	10	昭和55年12月12日
深井東百舌鳥土地区画整理事業	133	昭和55年12月12日
鳳西特定土地区画整理事業	5.4	平成4年11月30日
浜寺公園駅前土地区画整理事業	0.9	平成17年8月23日
陶器北土地区画整理事業	4.3	平成21年9月28日
大和川左岸（三宝）土地区画整理事業	13.0	平成27年12月21日
黒山西土地区画整理事業	11.4	平成28年3月30日

(2) 市街地再開発事業（都市整備部 都市整備推進課）

市街地の土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物等が密集し災害の危険性のある地域において、不燃化した共同建築物に建て替え、道路や公園等の公共施設を整備する事業である。

① 市街地再開発事業

事業完了地区

事業名称	施行者	建物名称	都市計画決定日	事業期間 (年度)	地区面積 (ha)
堺東駅前地区 第一種市街地 再開発事業	組合	ジョルノ	昭和45年11月20日	昭和46年～昭和62年	約0.4ha
堺駅西口地区 第一種市街地 再開発事業	組合	ポルトラス堺	昭和63年8月1日	昭和63年～平成6年	約2.2ha
堺市駅前地区 第一種市街地 再開発事業	住宅・ 都市整備公団	ベルマージュ 堺	平成3年2月20日	平成6年～平成11年	約2.8ha
山之口A地区 第一種市街地 再開発事業	個人	ペルル堺ウ イングタワー	平成3年2月20日	平成14年～平成16年	約0.3ha
北野田駅前A地区 第一種市街地 再開発事業	組合	アミナス 北野田	平成7年1月9日	平成8年～平成22年	約1.3ha
北野田駅前B地区 第一種市街地 再開発事業	組合	ベルヒル 北野田	平成9年8月4日	平成14年～平成19年	約1.7ha
堺東駅南地区 第一種市街地 再開発事業	再開発 会社	ジョルノ・ プラウドタ ワー堺東	平成25年5月13日	平成27年～令和3年	約0.7ha

(3) 住宅市街地総合整備事業<密集住宅市街地整備型>（都市整備部 都市整備推進課）

新湊地区（53.7ha）は本市の中心市街地に近接し、紀州街道及び小栗街道沿いに古くから市街地が形成されてきた地域であり、道路・公園等の都市基盤が未整備な上、老朽木造住宅等が密集していることから、災害時には延焼大火や建物の倒壊等、危険性が高い。そのため、住環境の改善と防災性の向上を目的として、民間老朽木造賃貸住宅等の建替支援や、狭あい道路の拡幅、公園等の整備を進めている。これまでに、建替支援による150戸の民間賃貸住宅等が供給され、主要生活道路の新設及び拡幅や耐震性貯水槽を設置した公園の整備を行っている。

(4) 都市拠点の整備（都市整備部 拠点整備課）

① 中百舌鳥都市拠点の整備

当該地区は、Osaka Metro御堂筋線、南海高野線・泉北線などの交通結節点であり、土地区画

整理事業等の都市基盤整備や駅周辺に立地する産業支援機関・大学などとの連携により、都市拠点としての整備を進めている。

ア 中百舌鳥駅前地区

都市基盤整備を主とした土地区画整理事業（市施行、約11ha）を昭和57年11月から施行し、平成15年5月に事業が終了した。都市拠点の核にふさわしい地区整備、個性豊かで魅力ある商業・業務地とゆとりある快適な都市空間の形成を図るため、昭和62年2月に商業地域への用途地域変更と中百舌鳥駅前地区地区計画を決定している。

地下鉄車庫上部10haのうち4haについて、都市拠点の核となる先導的開発拠点として広域文化施設・市民広場等、公共公益施設の立地を位置づけ、公益財団法人堺市産業振興センター、堺商工会議所、市民広場を整備、平成16年4月にさかい新事業創造センターがオープンし、産業支援機能などが集積している。

高い交通利便性と産業支援機関や大学などが立地する特性を生かし、「多様なひとが交流し、活力を生むイノベーション創出の拠点」、「多くのひとが集い南大阪の成長・発展をけん引する存在であると同時に地域の中心的拠点」として、交流・活動が生まれるひと中心のエリアを形成するため、「ひと中心」とした視点で施策に取り組んでいる。

イ 長曽根地区

良好な市街地の形成を図るため、平成2年3月に「堺市長曽根土地区画整理組合」が設立され、土地区画整理事業（組合施行、約58ha）が施行された。平成22年3月に事業完了し、地権者による土地利用、開発が進んでいる。

② 美原都市拠点の整備

当該地区は、郊外市街地の日常生活を支える商業、文化、行政などの都市機能に加え、広域アクセス性に優れた立地を生かして産業機能の集積を進めている。

ア 美原複合シビック施設整備

堺市・美原町合併新市建設計画に基づき、美原区における中核的な施設として、区役所庁舎、多目的ホール、生涯学習施設からなる複合シビック施設の整備を行い、平成21年11月にオープンした。

安全性の確保や防災拠点としての機能及び住民サービスの提供だけでなく、身近な生活圏での生涯学習や文化活動に接する機会、また市民の交流の場、地域における情報発信の中心となっている。

施設概要

所在地： 美原区黒山167-1

主要用途： 美原区役所、美原文化会館（多目的ホール、生涯学習施設）

建築面積： 3,096㎡

延床面積： 9,446㎡

構造規模： 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造）

地上6階、地下1階

関連整備

平成22年度	美原中央公民館撤去
平成23年度	市民駐車場等整備、旧区役所庁舎本館撤去
平成24年度	バスターミナル等整備

イ 黒山地区

都市計画道路松原泉大津線と都市計画道路大阪千早線（国道309号）の結節点に位置し、阪和道美原南ICに近接する土地利用のポテンシャルが高い地域であり、拠点全体を集客力の高いゾーンとして賑わいのある市街地整備を進めている。

黒山西地区では、平成28年3月に土地区画整理事業の都市計画決定を行い、平成29年1月に組合が設立、令和3年9月に換地処分の公告を行い、組合は令和3年12月に解散した。

黒山東地区では、大型商業施設の立地を目的とし、都市計画提案に基づき平成30年7月に地区計画を都市計画決定した。事業者は、令和4年11月に大型商業施設を開業した。

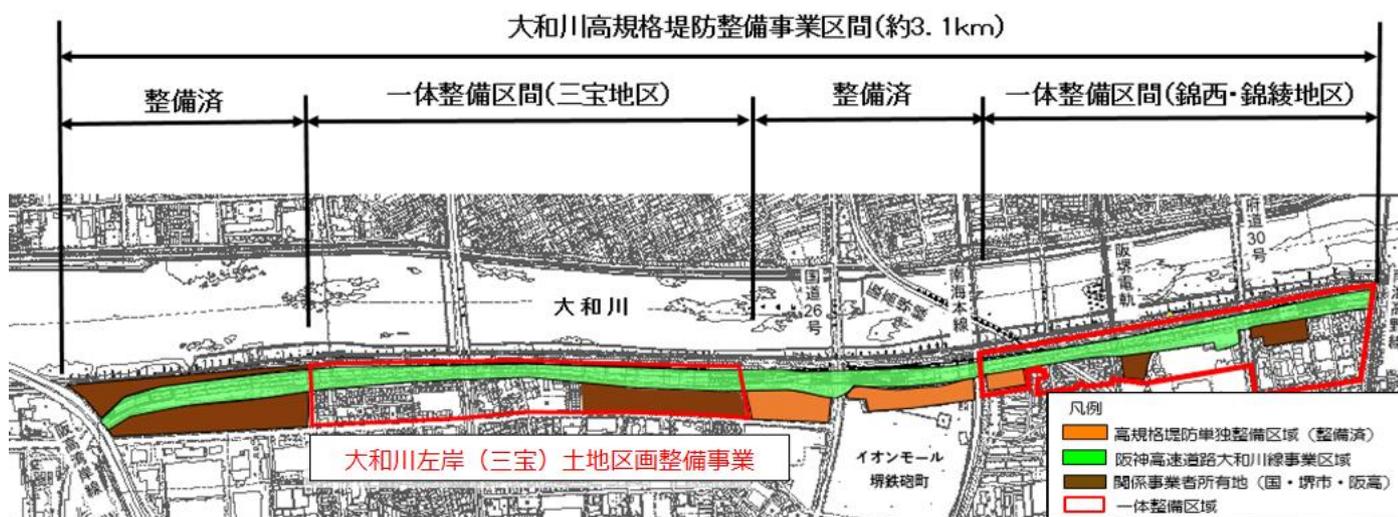
(5) 大和川高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備

(都市整備部 都市整備推進課)

高規格堤防整備事業は、大都市の河川の堤防破壊による甚大な被害の軽減を目的とした国の直轄河川事業である。

大和川高規格堤防整備事業は、堺市域の阪神高速道路4号湾岸線から南海高野線までの延長約3.1km区間において、阪神高速道路大和川線の整備と併せて行い、住宅等が建ち並ぶ区域については、土地区画整理事業を活用した一体的な整備により、安全・安心で災害に強い都市の早期実現を図るものである。

このうち三宝地区については、平成29年6月19日に施行者である独立行政法人都市再生機構が大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画認可を取得し事業中であり、錦西・錦綾地区については三宝地区の事業着手からおおむね10年後の事業着手に向けた事前の調査等業務を進めている。



6 都心部の活性化に向けた取組（交通部 交通政策課、都市整備部 都心未来創造課）

本市の都心部は、行政・商業・業務等の多様な機能が集積しており、市域全体の発展をけん引する役割を果たしていく地域である。

令和5年5月に「堺都心未来創造ビジョン」を策定し、都心部の活性化に向けて、歴史文化や都市機能等の地域資源を活かし、公民連携のもと、魅力を磨く・結ぶ取組により、市内外から多くの来街者が行き交い、滞在する都市魅力にあふれた都心部の実現を図る。

(1) 堺東エリア

令和6年7月に「堺東エリアの市街地整備に向けた基本的な考え方」を取りまとめ、地権者等関係者との協議や機運醸成を図りながら、魅力あるエリア形成に向け、公民連携のもと取り組む。

① 多様な人が集う魅力的な都市空間の形成

堺東駅周辺地域において、都市機能強化等に向けた検討や市民・地域事業者等が行う中心市街地活性化に資する取組を推進する。

② Minaさかい市民交流広場の整備・活用

Minaさかい市民交流広場は、まちなぎわいに資する交流の場・憩いの場として整備したものである。平成27年5月に堺地方合同庁舎前市民交流広場をオープン、平成29年9月に市役所前市民交流広場をリニューアルオープンした。令和7年4月から指定管理者に管理運営を移行し、引き続き市民等により積極的な利用がなされている。

(2) 堺駅・堺旧港エリア

堺駅周辺では広域的なアクセス性を生かし、多様な交流を創出するエリアの形成に向けた取組を推進する。堺旧港周辺では海辺の魅力を生かし、民間活力を活用して居心地の良い交流空間の形成を図る。

(3) 環濠エリア

地域事業者や団体など多様なプレイヤーと連携し、環濠エリアの魅力創出に向けて、ワークショップや公共空間を活用した社会実験等を通じて、地域の方々の機運醸成や情報発信、回遊促進の取組を行う。また、元堺消防署用地については、令和7年5月に「元堺消防署用地活用の方向性」を策定し、民間活用による交流・賑わい空間の創出を進める。

(4) SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクト

堺駅・堺東駅間の大小路筋において、自動運転等の新技術を活用・導入した車両に加え、待合環境の向上や休憩スペースの創出、次世代モビリティとの結節機能、デジタルサイネージによる情報発信機能も有する乗降場所を一体的に整備し、公共交通の快適性や利便性の向上を図る。

また、次世代モビリティを公共交通の結節点や観光施設等に配置することで、公共交通によ

る移動を補完し目的地までのラストワンマイルの移動など多様な移動ニーズに対応する選択の幅を広げるほか、交通や観光などの情報・サービスを包括的に提供するCaaSの導入をめざす。

7 臨海部の活性化（都市整備部 都心未来創造課）

本市の臨海部は、かつて日本でも屈指の海浜リゾート地として多くの観光客が訪れたが、高度成長期以降は砂浜や自然海岸が消滅し、海と触れ合う憩いや癒しの場が失われている。そこで平成24年7月に臨海部の将来あるべき姿を示す「堺臨海部再生・創造ビジョン」を策定した。この中で重点対象地域（堺旧港、堺浜、堺第7-3区、浜寺水路）ごとにコンセプトを設定し、人と生き物に優しい魅力あふれる海辺の実現に向けた施策を展開している。

(1) 堺旧港

「歴史文化」と「賑わい」に着目し、「都心での海辺文化・賑わいの再興」を活性化コンセプトとし、都心部で市民・来訪者が気軽に海と触れ合え、港や歴史文化の香りが味わえる賑わい空間の形成をめざしている。

具体的には、海の見える快適な水辺空間の創出のために、平成25年度に旧堺燈台の対岸にある工場の壁面を活用して壁画を設置、平成26年度には堺駅から堺旧港へのアクセスルートを整備した。堺旧港の親水性階段式護岸の北側については、令和元年に整備が一定区間完了し利用可能区域が拡大され、令和6年3月には全面供用開始した。

また、護岸背後地の市有地では市民の憩いと交流の場の創出やまちの活性化のため、民間活力を生かし取り組んでいる大浜北町市有地活用事業の整備が完了し、令和7年3月に都市近郊で自然を感じ、くつろぎの空間を演出する、アーバンリゾートタウン「ポルトマーレ」がグランドオープンした。令和3年度より、美しく整備された親水護岸や開放的な海辺を生かし、憩い・親しめる交流空間を創出するために市民・民間事業者・行政など様々な主体による「乙姫の休日。」を実施している。

(2) 堺浜

「環境」と「親水」に着目し、「環境創造のシンボル・魅力あるウォーターフロントの形成」を活性化コンセプトとし、海辺のレクリエーション拠点、親水空間等の形成をめざしている。堺浜では、平成12年に「海とのふれあい広場」を開設、平成17年2月には堺2区の愛称を「堺浜」とした。平成24年10月には、海とのふれあい広場に海釣りテラスを開設した。平成25年4月から、海とのふれあい広場、その東側に隣接する堺泉北港堺2区先端緑地を一体的に管理している。これらの広場や緑地は、基幹的広域防災拠点として、大規模災害の発生時に京阪神都市圏の広域的な災害復旧の拠点になるとともに平常時には市民の憩いの広場として利用されている。

また、ものづくり企業の集積拠点である堺浜テクノパークや、グリーンフロント堺、日本最大級の施設規模を有するサッカー・ナショナルトレーニングセンターのJ-GREEN堺がある。

人工海浜「堺浜自然再生ふれあいビーチ」や大阪府による人工干潟において、海域環境の改善や生物生息の場の創出とあわせてボランティアを交えた環境学習、清掃活動を実施している。

(3) 堺第7-3区

「生物」、「環境」及び「市民活動の場」に着目し「いのち・環境を大切にすることを育む空間の市民還元」を活性化コンセプトとしている。臨海部の大規模な自然再生のシンボル形成、低炭素社会形成の推進に貢献していく。市民、NPOによる「共生の森づくり」や堺太陽光発電所による再生可能エネルギーの創出など、多様なスポーツや環境学習、自然観察等体験の機会を創出することで市民の学びと活動の場となっている。

(4) 浜寺水路

「親水」と「交流」に着目し、「公園と一体となった親水・市民活動の拠点」を活性化コンセプトとして、水路を活用した海洋性レクリエーション活動の展開、公園利用者が気軽に安全に海や生き物と触れ合える場の維持及び確保を図る。